

ジロンド憲法 完・訳

山本浩三

第九編 国民公会

第一条(二五〇) 憲法を改革すること、憲法のある部分を変更または修正すること、または憲法になんらかの規定を追加することが問題となるときにはいつでも国民公会が召集される。

第二条(二五一) 立法院は、この召集が、共和国の市民の過半数によって必要であると考えられたときには、この召集について責任を負う。立法院は、公会がその会議を開く町を指定する。ただしそれはつねに立法院がある町から五〇里以上はなれていなければならない。

第三条(二五二) 公会と立法院は、その会議の場所を変更する権限をもつ。ただし五〇里以上の間隔はつねに保たれる。

第四条(二五三) 憲法の承認後二〇年たつと、立法院は、憲法を再検討しかつ改善するための公会を指定する義務がある。

第五条(二五四) 各市民は、憲法を改革するために公会の召集をうながす権利をもつ。ただしこの権利は、審査権の行使のために定められた形式と規則にしたがわねばならない。

第六条(二五五) 一県の第一次集会において、投票者の過半数

が国民公会の召集を要求する場合、立法院は、即座に第一次集会に集った共和国の全市民にはかる義務がある。投票者の過半数が承認すれば、公会はただちに開かれる。

第七条(二五六) 立法院は、国民公会の召集を提案することが必要であると考えるときには、おなじくこれをおこなうことができる。ただし国民公会の召集は、フランス人民の過半数がこの召集に承認したときだけおこなわれる。この場合、立法院議員は、国民公会の議員となることができない。

第八条(二五七) 公会は、二人の補欠人をもつ、各県二人の議員で形成される。かれらは、立法院議員と同じ方法で選挙される。

第九条(二五八) 公会は、改善されかつ経験によって明らかになった欠陥を除いた憲法案を、人民に提案することだけおこなうことができるにすぎない。

第一〇条(二五九) すべての既成の機関は、新憲法が現憲法によって定められた方法にしたがって人民によって承認されるまで、かつ新しい機関が形成され、活動をはじめるまで、その活動をつづける。

第一一条(二六〇) 憲法改革案が拒否された場合、人民の希望が確かめられたときから二月中に、公会はそれについて市民の希望を知らねばならないと思う諸問題を市民の投票にかけねばならない。

第一二条(二六一) この希望の表明のちに作られた新案は、同じ形式で人民の承認のために提案される。

第一三条(二六二) 新案が拒否された場合、国民公会は、当然

に解散する。立法府は、国民公会の召集の必要があるかどうかを知るために、即座に第一次集会にはからねばならない。第四条(二六三) 公会の議員は、かれらがその職権の行使において述べまたは書いたことのために、いかなるときにおいても搜索され、起訴され、裁判されえない。かれらは、他のすべての場合において、公会じたいの決定による以外は裁判にふせられえない。

第一五条(二六四) 公会は、その召集ごただちに適當と考ふるように、その議事の秩序と進行を規律することができる。ただしその会議はつねに公開される。

第一六条(二六五) いかなる場合においても、公会は、一年の期間を超えてその会議を延期することができない。

第一〇編 司 法

第一節 総 則

第一条(二六六) 全共和国のために画一的な民法典と刑法典が制定される。

第二条(二六七) 裁判は、陪審員と裁判官によって、公開でこなわれる。

第三条(二六八) これらの裁判官は、有期で選挙され、かつ共和国から報酬をうける。

第四条(二六九) これらの裁判官は、憲法が定めた時期以外には再選されえない。

第五条(二七〇) 司法権は、いかなる場合かついかなる口実の下にも、立法府によっても、執行会議によっても、行政府や市町村府によっても行使されえない。

第六条(二七一) 裁判所と裁判官は、立法権の行使に干渉することができない。裁判所と裁判官は、法律を解釈することもその執行を停止または延期することもできない。裁判所と裁判官は、行政権を侵害することも、行政官の職務を理由として、行政官をその前に召喚することもできない。

第七条(二七二) 裁判官は、適法に裁判された汚職のため以外には罷免されえず、承認された起訴によるの外は停職されえない。

第二節 民事裁判

第一条(二七三) 自由意思による調停の方法によってかれらの争を決定的に終える市民の権利は、立法権の行為によっていかなる侵害もうけない。

第二条(二七四) 各市町村には、少くとも一人の治安判事が置かれる。

第三条(二七五) 治安判事は、特別に当事者を調停する任にあたる。治安判事が調停に成功することができない場合には、最終的にかつ費用なしにかれらの争に判決を下さねばならない。治安判事は、毎年改選される。ただしかれらは再選されうる。

第四条(二七六) 治安判事の数と権限は、立法府によって決定

される。

しかしながら治安判事は、決して不動産、刑事事件を審理することができず、いかなる警察権または行政権も行使することができない。

第五条(二七七) 治安判事は、決して係争中の裁判の当事者とみなされえない。

第六条(二七八) 治安判事の管轄に属するもの以外のすべての争においては、市民は、かれらによって選任された仲裁人にまず、その争を委ねねばならない。

第七条(二七九) 前条によって仲裁人により与えられた決定にたいする異議申立の場合には、市民は民事陪審に上訴する。

第八条(二八〇) 各県には、唯一の民事陪審が置かれる。民事陪審は、一人の長、一人の公報告者、一人の国民委員と陪審員で構成される。これらの陪審官の数は、県の必要にしたがつて立法院によって増加される。

第九条(二八一) 各県の民事陪審員名簿は、つぎの方法で作られる。

- 1 各第一次集会において、名簿に記入された一〇〇人の市民につき一人の陪審員が六ヶ月ごとに選挙される。
- 2 この選挙は、ただ一回の投票によりかつ単純相対多数によっておこなわれる。
- 3 各投票者は、その投票用紙に署名するかまたは事務局の構成員の一人によってその名前をそれに署名させる。そしてその第一次集会が任命しなければならぬ陪審員の数が

シロンド憲法(三) 完・訳

どれほどであっても、ただ一人だけをそれに記入しなければならぬ。

第一〇条(二八二) 各県に住むすべての市民は、各第一次集会によって選挙される資格がある。

第一条(二八三) 各第一次集会は、各第一次集会が任命しなければならぬ陪審員の二倍の数の、投票の最多数を集めた市民の名簿を、県の行政府に送る。行政府は、陪審員名簿を作ったのちただちに陪審長にそれを届けねばならない。

第二条(二八四) 陪審員名簿の中に二回記入されたすべての市民は、ふたたびその職権を行使することを義務づけられない。

第三条(二八五) 陪審員の選任は、県の総名簿にもとずいて当事者によっておこなわれる。

拒否の場合は、この選任は、拒否する当事者に代って陪審長によっておこなわれる。

不在の場合は、選任は、不在当事者に代って国民委員によっておこなわれる。

第四条(二八六) 長、報告者、国民委員およびその補欠人は、個々の任命のために定められた形式においてかつ方法にしたがつて県の第一次集会によって直接任命される。かれらの任期は、二年であり、再選される。

第五条(二八七) 陪審長の主な職務は、訴訟手続を指揮することであり、報告者の主な職務は、陪審の前の事件の報告書を作ることであり、国民委員の主な職務は、(1) 与えられるべ

き判決における形式と法律の遵守を要求しかつ監視すること、および与えられた判決を執行させること(2) 気ちがい、禁治産者、失踪者、孤児、未成年者、寡婦および貧民を保護することである。

第三節 刑事裁判

第一条(二八八) 死刑は、すべての私的犯罪については廃止される。

第二条(二八九) 特赦権は、法律を侵犯する権限以外のなものでもない。その権限は、法律がすべての人にとって平等でなければならぬ自由な政体においては存在することができない。

第三条(二九〇) 刑事事件においては、いかなる市民も、陪審員によるのでなければ裁判されえず、かつ刑罰は、刑事裁判所によって適用される。

第四条(二九一) 第一陪審は、告発が承認されるべきかまたは却下されるべきかを宣告する。事實は、第二陪審によって認定され、かつ宣告される。

第五条(二九二) 被告人は、理由を申立てることなしに、法律が定める陪審員の数を忌避する権能をもつ。

第六条(二九三) 事實を宣告する陪審員は、いかなる場合ににおいても、一二人以下であることができない。

第七条(二九四) 被告人は、弁護士を選ぶ。被告人が、弁護士を選ばない場合は、裁判所が、被告人に一人の弁護士を任命

する。

第八条(二九五) 陪審によって無罪の宣告をうけたすべての人は、同じ事實のためにもはや再逮捕も起訴もされない。

第九条(二九六) 各刑事裁判所には、一人の裁判所長と二人の判事と一人の訴追官がおかれる。これらの四人の官吏は、人民によって限られた期間選挙される。かれらは、二年ごとに改選される。ただし再選されうる。

第一〇条(二九七) 訴追官の職務は、陪審長にたいし、職務として、あるいは執行会議または立法院によって与えられる命令によって、

1 市民の個人的自由にたいする犯罪

2 国際法にたいしておこなわれた犯罪

3 判決と法律上の機関から発する、すべての執行力を与えられた行為の執行にたいする妨害

4 租税の徴集、生活資料と他の商品の自由な流通を阻害するためにひきおこされた暴動とおこなわれた暴力行為を告発することであり、

5 予審の期間中、手続の適法性を、かつ判決の前には、法律の適用を要求することであり、

6 第一陪審員によって受理された起訴状にもとずいて犯罪を訴追することであり、

7 県のすべての警察官を監督することであり、そして怠慢の場合はかれらに警告し、より重大な過失の場合にはかれらを刑事裁判所に告発しなければならない。

第四節 司法審査官

第一条(二九八) 一定の時期に、その目的のために指定される区の県の各主都において、つぎのことについて判決を下しにゆく司法審査官がおかれる。すなわち

1 刑事裁判所と民事陪審によって下された判決にたいする破毀の要求について

2 正当な容疑のためにある裁判所から他の裁判所への移送の要求について

3 裁判官の裁決についておよび裁判官にたいする賠償請求について

司法審査官は、手続が違反している判決または法律にたいする明白な違反をふくむ判決を破毀する。

第二条(二九九) 審査官は、二年間任命される。審査官は、各県の第一次集会によって個々の任命のために定められた手続で選挙される。

第三条(三〇〇) 審査官の各組は、最低四人、最高七人で構成されうる。審査官は、かれらが任命された県においてはその職権を決して行使することができない。

第四条(三〇一) 審査官は、事件の本案を審理せず、判決を破毀したのちには、訴訟を、それを審理しなければならぬ刑事裁判所あるいは民事陪審に移送する。

第五条(三〇二) 二回の破毀のうちに、刑事裁判所または民事陪審の三回目の判決が、前二回と同じ理由によって異議を申

立てられるときには、事件は、立法府に委ねられることなしには、もはや審査官の前で争われえない。立法府は、法律の宣言的命令を与え、それにたいし審査官は従わねばならない。

第六条(三〇三) 国民委員と訴追官は、利害関係を有する当事者の権利を害することなく、審査官にたいし、裁判官がその権限の限界を超えた行為を告発することができる。

第七条(三〇四) 審査官は、場合により、これらの行為を取消す。汚職の場合においては、事実上、宣告した審査官によって立法府に告発される。

第八条(三〇五) 立法府は、場合により、その裁判所を裁判にふし、かつ被告人をこの事件を審理しなければならない裁判所の前に移送する。

第九条(三〇六) 訴訟手続または法律に違反した判決にたいして当事者が上訴できない場合においては、その判決は、当事者にたいして既決事項の効力をもつ。ただしそれらは、公共の利益のために、国民委員と訴追官の告発にもとずいて取消される。その判決を下した裁判官は、汚職の理由で訴追されうる。

第一〇条(三〇七) 審査官にたいして上訴するための期間は、いかなる場合においても、いかなる特別の理由のためにも、いかなる個人のためにも短縮も延長もされえない。

第一一条(三〇八) 立法府の会期の最初の月に、審査官の各組は、立法府にたいして、下された判決の表をおくらねばならない。その各判決には事案の要約および判決を決定させた法律の明文がそえられる。

第一二条(三〇九) つぎの月中に、立法府は、審査官の仕事、その職権の行使中におこりうる弊害、および立法と司法を改善する方法の報告をうける。

第一三条(三一〇) 裁判は、国民の名において下される。刑事裁判所と民事陪審の判決の執行力を与えられた謄本は、つぎのような文面となる。

フランス共和国

すべての市民にたいし、民事陪審または……裁判所は、つぎのような判決を下した。判決の写しと裁判官の名。

フランス共和国は、通知しかつ命令する等々。

第一四条(三一〇) 同じ方式は、司法審査官の行為の名称をもつ、審査官の決定にたいしても用いられる。

第五節 国民陪審

第一条(三一一) 大逆罪について判決を下すことが問題である場合にはいつも、国民陪審が形成される。これらの犯罪は、刑法典によって明白に確定される。

第二条(三一二) 国民陪審の名簿は、各県三人の陪審員、および同数の補欠人で構成される。

第三条(三一四) 国民陪審員、ならびに補欠人は、選挙のために定められた手続にしたがい、各県の第一次集会によって選挙される。

第四条(三一五) 国民陪審は、起訴陪審と判決陪審に分けられる。

第五条(三一六) 共和国の執行会議員の単純な免職について判決を下すことが問題であるときには、唯一の国民陪審だけが形成される。

第六条(三一七) 県の刑事裁判所の裁判官は、犯罪がおこなわれた地域内で、国民陪審にたいして、普通陪審のためにかれらが行使する職務をはたす。

第七条(三一八) 共和国の領土外でおこなわれた大逆罪、または同じ領土外で公務員によっておこなわれた汚職罪にかんずるときには、立法府は、抽選の方法で、七刑事裁判所のあいだから、犯罪の場所にもっとも近いものを、その事件を審理すべき裁判所として選ぶ。

第八条(三一九) 公共の利益のやむにやまれぬ理由で、国民陪審が犯罪のおこなわれた県に集ることができないときには、同じ規則が遵守される。

第六節 市民の自由を保障する方法

第一条(三二〇) 市民は、憲法がかれらに指定する裁判官から分離されえない。

第二条(三二一) 警察は、特別法によって組織され、文官以外には委ねることができない。

第三条(三二二) 法律によって逮捕されたすべての人は、警察官の前に引致されねばならない。いかなる人も、1 警察官の令状 2 裁判所の逮捕命令 3 立法府の逮捕命令 4 懲役または軽罪拘禁の判決による以外は抑留または拘禁されえない。

第四条(三二三) 警察官の前に引致されたすべての人は、即座にまたはおそくとも二四時間以内に尋問される。もし違反すれば警察官は免職の刑に処せられるか、賠償を請求される。

第五条(三二四) 警察官の審問の結果いかなる嫌疑理由もないときには、拘禁された人は、ただちに釈放される。留置場にかれを送る理由があるときには、いかなる場合においても、三日を超ええないもつとも短い期間内にそこへ引致される。

第六条(三二五) 起訴陪審長は、おそくとも一月の期間内に起訴陪審を召集する義務がある。もし違反すれば免職される。

第七条(三二六) 逮捕された人びとは、もしかれらが充分な保証金を支払う場合、法律が体刑の判決を下さなかったすべての場合においては留置されえない。

第八条(三二七) 立法府は、保証金と罰金が、平等の原則を破らず、刑罰を変質させない比例方法で段階づけられる規則を定める。

第九条(三二八) 法律の権威によって拘禁された人びとは、留置場、監獄または刑務所として使われるために適法かつ公に指定された場所以外には引致されえない。

第一〇条(三二九) いかなる看守または獄吏も、令状、逮捕命令、起訴命令または判決による以外、かつその登録が登録簿になされなかったならば、何人も受け入れまたは留置することもできない。

第一一条(三三〇) すべての看守または獄吏は、被拘禁者によって要求されるたびに、被拘禁者を拘置所の警察権をもつ文

官に接見させる。

第十二条(三三一) 被拘禁者は、登録簿に記載された、裁判官の命令によって接見禁止で監視されていないときには、その接見は、かれの両親と友人、つねにそれを与えることを義務づけられる文官の命令の所持者には拒否されえない。

第十三条(三三二) 法律が逮捕権を与えた人以外で、市民の逮捕命令を発し、署名し、執行しまたは執行させるすべての人、法律によって許可された逮捕の場合において、公にも適法にも指定されていない拘禁場所に市民を引致し、受け入れまたは留置するすべての人、およびさきの諸条文の規定に違反するすべての看守または獄吏は、恣意的拘禁罪に問われ、処罰される。

第十四条(三三三) 各市民の家は、侵すべからざる避難所である。夜間は、ただ火事または家の内からの要求の場合だけしかそこへ入ることができない。昼間は、これら二つの場合以外に、警察官の命令によってそこに入ることができる。

第十五条(三三四) 裁判所およびすべての他の法律上の機関は、いかなる方法においても、市民が、警察法規にしたがって、団結する権利、平穏かつ武装せずに集会する権利の行使を妨げることはできない。

第十六条(三三五) 出版の自由は、制限されない。いかなる人も、それがどのような問題であっても、印刷させまたは公表させた文書を理由として捜査も訴追もされえない。ただしその対象である市民の側から著作家または印刷者にたいして中

傷訴訟をする場合は除く。

第一七条(三三六) 何人も、(1)告発された文書の中に犯罪があるかどうか (2)訴追された人がそれによって有罪であるかどうか陪審によって承認されかつ宣言されたのでなければ、印刷された文書または公表された文書の事実のために、民事的方法によっても、刑事的方法によっても、裁判されえない。

第一八条(三三七) 著作家は、かれらが印刷させた著書の著作権を保持する。ただし法律は、かれらの生存中だけ、印刷こそその著作権を保証しなければならない。

第一一編 武力

第一条(三三八) 武力は、武器を携帯することができるとして市民によって構成される。

第二条(三三九) 武力は、外敵にたいし共和国を防衛し、かつ国内で秩序の維持と法律の執行を確保するために組織されねばならない。

第三条(三四〇) 武力は、外敵にたいする共和国の防衛のためにも、共和国の国内の勤務のためにも、俸給を与えられる軍隊によって形成されうる。

第四条(三四一) 市民は、文官の徴集と許可にもとづく以外は、国内の勤務のために決して軍隊として行動することができない。

第五条(三四二) 武力は、その領土の範囲内では、文官によって徴集されえない。武力は、県の行政の許可なしには、

一市町村の領域から他の市町村の領域へ、執行会議の命令なしには、一県の領域から他の県の領域へ行動することができない。

第六条(三四三) ただし、判決の執行と被告人と受刑人の訴追が、一でありかつ不可分の共和国の中に限られた管轄がない場合には、立法府は、共和国の全体に判決の執行と被告人の訴追を確保する手段を、法律によって定める。

第七条(三四四) 国内の暴動によって、執行会議が、軍隊の一部を一県から他の県へ移行させるたびに、執行会議はそのことを即座に立法府に通知する義務がある。

第八条(三四五) 外敵にたいして使用される軍隊のすべての部分は、執行会議の命令の下に行動する。

第九条(三四六) 武力は、本質的に服従的である。いかなる軍隊も、審議することができない。

第一〇条(三四七) 陸軍と海軍の総司令官は、委任によって、戦争の場合しか任命されない。総司令官は、執行会議からその委任をうける。委任は、任意にとり消されうる。委任の持続期間は、つねに一戦闘に限られる。委任は、毎年更新されねばならない。

第一一条(三四八) 軍紀についての法律は、毎年、改新される必要がある。

一二条(三四九) 国民衛兵の司令官は、毎年、各市町村の市民によって任命される。何人も、いくつもの市町村の国民衛兵を指揮することができない。

第二編 租 税

第一条(三五〇) 租税は、決して国の必要を超えるべきではない。

第二条(三五二) 人民だけが、みずから、またはその代表者によって、租税に同意する権利、その用途を監視する権利、その割当額、基礎、取立て、期間を確定する権利をもつ。

第三条(三五二) 租税は、毎年立法府によって審議され、決定される。租税が、明示的に更新されなかつたならば、その期限を超えて存続することができない。

第四条(三五三) 租税は、すべての市民のあいだに、その能力に応じて、平等に割当てられねばならない。

第五条(三五四) ただし、各市民にとって、その生存に必要であると認められる産業と労働の生産物の部分には、いかなる租税も課せられない。

第六条(三五五) その性質によりまたはその方法によって、所有の自由な処分、産業と商業の発展、資本の流通を害するかまたは憲法によって承認されかつ宣言された権利の侵害をもたらしういかなる租税も設けられない。

第七条(三五六) 県または市町村の行政官は、いかなる租税も設けることもできず、立法府によって定められた総額を超えるいかなる割当もすることができず、立法府によって許可されることなしには、県または市町村の市民の負担になるいかなる地方的負債を審議しまたは許可することもできない。

第八条(三五七) 大臣によって署名されかつ証明された省の支出の明細な計算書は、毎年、各立法期のはじめに、公表される。

第九条(三五八) 種々の租税とすべての公収益の収入表についても同じである。

第一〇条(三五九) これらの支出表と収入表は、その性質にしたがって区別され、かつ各県において、年ごとに、受けとつた総額と支出した総額を発表する。

第一一条(三六〇) 省における特別支出と裁判所、行政官、および一般にすべての公營造物にかんする特別支出の計算書もおなじく公表される。

第一三編と終編 フランス共和国と外国との

関係およびその対外関係

第一条(三六一) フランス共和国は、その自由の維持、その領土の保全およびその同盟国の防衛のためにだけ武器をとる。

第二条(三六二) フランス共和国は、外国をその領土に併合することを厳粛に放棄する。ただし住民の過半数の自由に表示された希望により、かつこの併合を懇請する国が、以前のかつ自由に同意された憲法の中に表明された、社会契約によって、他の国に編入かつ合併されていない場合だけは除く。

第三条(三六三) フランス共和国の軍隊によって占領された国においては、将軍が、その意のままになるすべての手段によって、人身と所有の安全を維持し、かつこれらの国の市民に

たいし、かれらの自然的、市民的かつ政治的権利の完全な享有を確保しなければならない。將軍は、いかなる口実の下にもかついかなる場合においても、かれらが与えられている権力によって、自由、平等、および人民主権に反する慣例の維持を保護することができない。

第四条(三六四) 共和国は、その外国との関係において、人民の大多数の同意によって保障された諸制度を尊重する。

第五条(三六五) 戦争の宣言は、立法府がおこない、かつ他の審議のために定められた手続には従わない。戦争宣言は、少くとも三日以前に指定された会議において、記名投票によって、共和国の状態について執行会議の「意見」を聴いたのちにしか決定されえない。

第六条(三六六) フランス共和国にたいする切迫しまたははじまった敵対行為、威嚇または戦争の準備の場合において、執行会議は、国の防衛のために、その意のままになるように委ねられている手段を用いる義務があり、そのことは直ちに、立法府に通知しなければならない。執行会議は、おなじく、この場合において、軍隊の増加と状況が要求しうる新しい処置を指示することができる。

第七条(三六七) すべての武官は、攻撃の場合においては、敵の侵略を撃退することが許可される。ただし直ちにそのことを執行会議に通知しなければならない。

第八条(三六八) 立法府の命令によらなくては、いかなる商議も開始されえないし、いかなる敵対行為の停止も許されえない。

い。立法府は、これらのことについて、執行会議の「意見」を聴いたのちに決定する。

第九条(三六九) 講和、同盟および通商協約と条約は、執行会議によって任命され、その指示を受けた、官吏によって、フランス共和国の名で商議される。ただしその執行は、停止され、立法府の批准はじめておこなわれうる。

第一〇条(三七〇) 將軍によって同意された、一時的の軍隊の降伏と停戦だけが、さきの諸条文から除かれる。

『訂正』

一七九一年憲法の第三編第五章第一五条の規定の訳文をつぎのようにあらためる。

第一五条(一六九) すべての看守または獄吏は、被拘禁者によって要求されるたびに、拘置所の警察権をもつ文官にたいして被拘禁者を接見させる義務がある。いかなる命令もかれからこの義務を免除することができない。

被拘禁者の接見は、同様に、かれの両親と友人、つねにそれを与えることを義務づけられる文官の命令の所持者には拒否されえない。ただし看守または獄吏が、その登録簿に登録された被拘禁者を接見禁止にするという裁判官の命令を提示するときを除く。